

1. ブロック塀の高さには最大高さ 2.2mまでと制限がある。  
(ブロック塀の高さは、ブロックの厚さと相関関係にある)

- 控壁の有・無、埋戻す土及び基礎の形状により、その高さの限度が変わる。
  - ・ 控壁なしの塀で、現場の発生土(普通の土)を埋戻す場合は、その高さ1.2mまで
  - ・ 控壁なしの塀で、砂・砂利混じりの土(改良土)を埋戻し十分に転圧した場合で1.6mまで
  - ・ 控壁ありの塀で、改良土を埋め戻し、基礎の形状をL形、逆T形とした場合でも、その最大高さは2.2mまで

表1 ブロック塀の高さ

塀の形	基礎の形と土質		L形・逆T形	
	I形		普通の土	改良した土
控壁がないとき	普通の土	改良した土	普通の土	改良した土
控壁をつくったとき	普通の土	改良した土	普通の土	改良した土

注) 普通の土：基礎の周囲を埋め戻すとき、基礎をつくるために掘り起こした土

改良した土：同じく、埋め戻す土の代わりにコンクリートや砂、砂利混じりの土で十分に締め固めたもの

2. ブロック塀の高さの測り方は、図1による。

- ブロック塀の高さは、低い位置の地盤面から測ること。

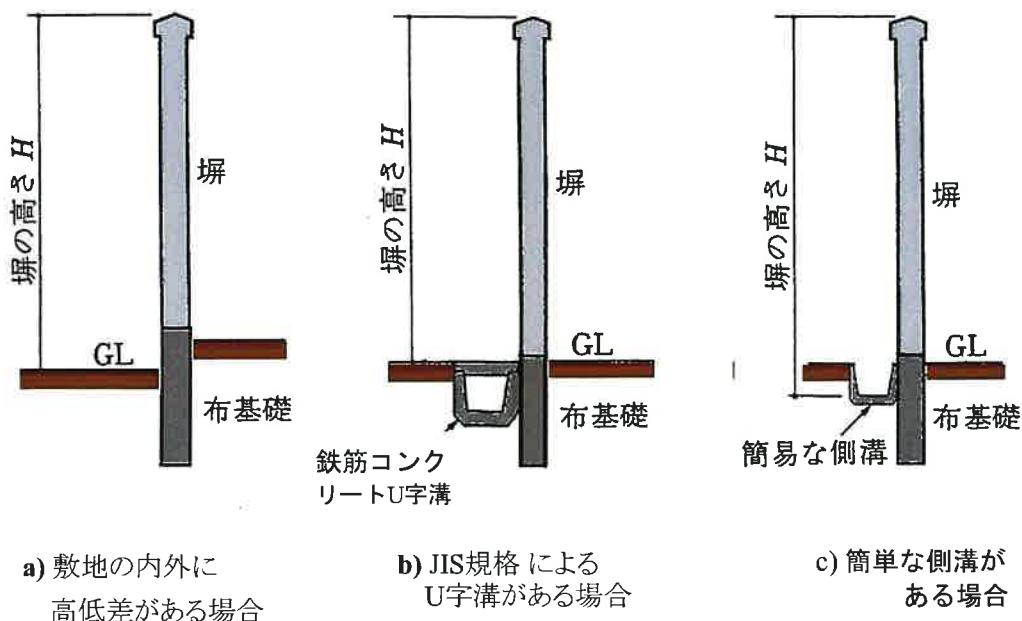


図1 ブロック塀の高さの測り方

# 04

## － 規模 － ブロック壁体の厚さ（設計規準 3 条 2）

### 1. ブロック壁体（ブロック単体）の厚さは、ブロック塀の高さにより変わる。

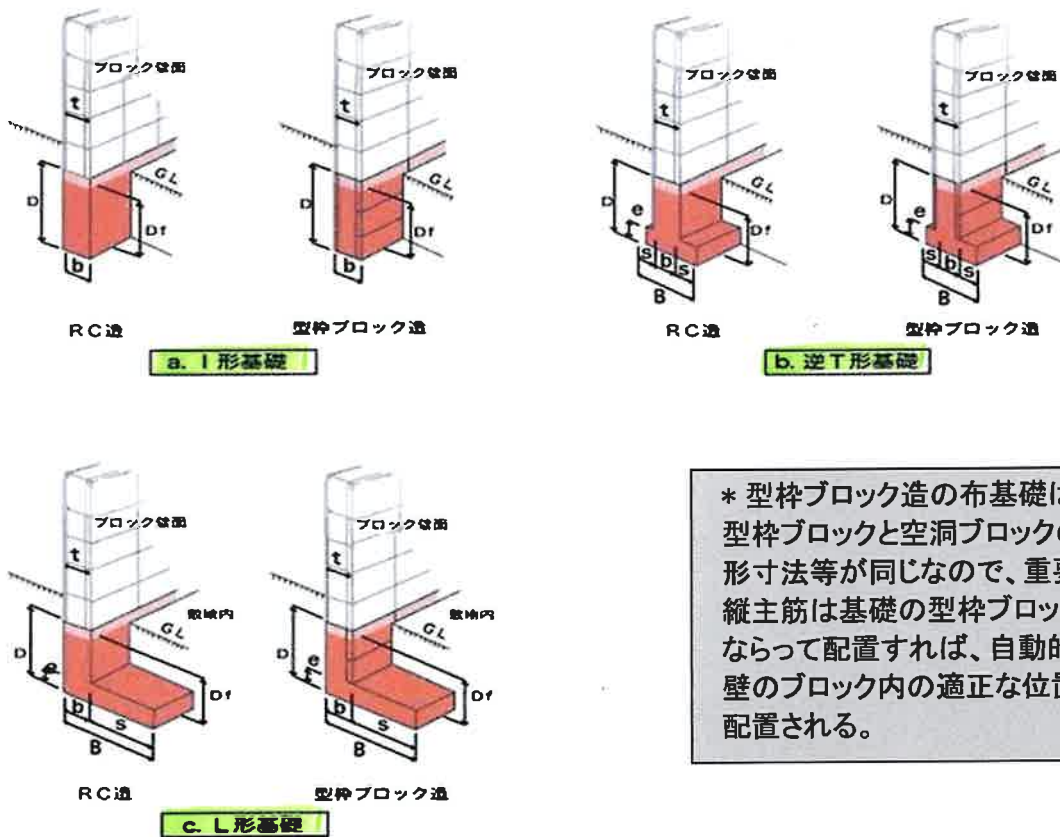
- 厚さ  $12\text{cm} \leq$ （ブロック塀の高さ  $2.0\text{m}$ ） < 厚さ  $15\text{cm}$ （ブロック塀の高さ  $2.2\text{m}$ まで） 建築基準法施行令では、高さ  $2.0\text{m}$ までは厚さ  $10\text{cm}$ のブロックの使用が認められているが、鉄筋に対する必要かぶり厚さ（ $2\text{cm}$ ）の確保が要求されており、また耐久性を考慮してブロックの厚さは、 $12\text{cm}$ としている。

# 05

## － 規模 － 基礎一般（設計規準 3 条 4）

### 1. ブロック塀の基礎は布基礎とし、必ず鉄筋コンクリート造、または型枠コンクリートブロック造とする。

- ブロック塀壁体の下部(控壁を含む)は、必ず鉄筋コンクリート造か型枠ブロック造の布基礎\*とする。ブロック塀を地盤の中まで下げた形で布基礎がない（埋込み基礎）ものは認められていない。
- 基礎の形状は、図 2 による。



\* 型枠ブロック造の布基礎は、型枠ブロックと空洞ブロックの外形寸法等が同じなので、重要な縦主筋は基礎の型枠ブロックにならって配置すれば、自動的に壁のブロック内の適正な位置に配置される。

図 2 基礎の標準形状

## 2. 基礎の根入れ深さは、ブロック塀の高さと基礎の形状により変わる。

- 基礎の形状・寸法は表 2 に、根入れ深さは表 3 による。
- 基礎は、地盤面より 5cm 以上立ち上げる。
- 鋼管杭基礎工法(設計規準 3 条)は基礎を小さくでき、水平力に対する抵抗力が増す。(略)

表 2 基礎の形状及び標準寸法

基礎の形状	根入れ深さ (Df)	基礎の高さ (D)	立上がり部分の幅 (b)	基礎の張り出し幅 (s)	基礎の幅 (B)	張り出し部分厚さ (e)
I 形	高さ、基礎の形状により図 2 の寸法以上	Df+5cm 程度	ブロックの厚さ (t) 以上	—	—	—
逆 T 形				片側 13 cm 上	b+26 cm 上	15 cm 以上
L 形				40 cm 以上	b+40cm 以上	

表 3 基礎の根入れ深さの最小値 (Df)

ブロック塀の高さ (ブロック段数)	1.15m (5)	1.35m (6)	1.55m (7)	1.75m (8)	1.95m (9)	2.15m (10)
I 形基礎	35 cm	39 cm	44 cm	49 cm	—	—
L 形・逆 T 形基礎	35 m				39 cm	44 m

注: ブロック塀の高さ = 塀の高さ + 5cm (基礎の地上部の高さ) + ブロック段数 × 20cm + 10cm (笠木部分の高さ)

## 06

### — 構造 — 控壁及び端部長さ (設計規準 4 条 1、2)

#### 1. ブロック塀は、長さ方向 3.4m 以上の長さになれば控壁が必要。

- 控壁は、表 1 に示すように埋戻す土質により、ブロック塀の高さ 1.2m、または 1.6m 超えれば必要となる。
- 控壁は、長さ方向 3.4m 以内ごとに設ける。塀の端部においては 80cm 以下
- 控壁は、突き出し長さにおいては 40 cm 以上、厚さは本体の塀の厚さ以上とする。
- 控壁の部分の基礎を深く根入れをする場合は、本体の塀の布基礎の高さを小さくすることができる。(設計規準 3 条 5)
- 控壁は、塀本体と同時に組積みした一体の構造とする。
- 塀本体との角度 45° 以下で長さ 60 cm 以上あれば控壁とすることができる。

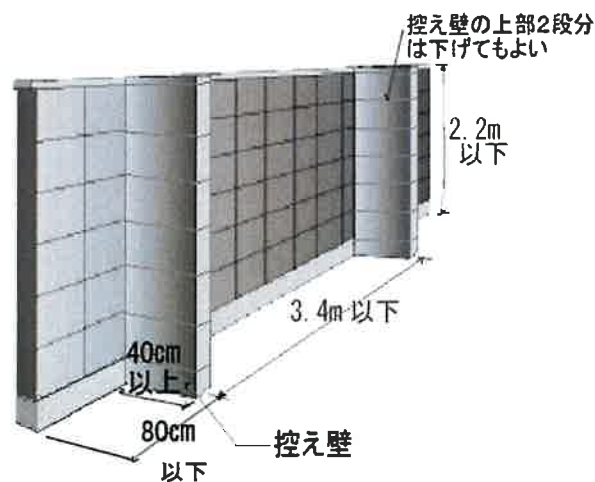


図 3 控壁及び端部の距離